

令和5年1月17日  
大分県農林水産部

## 第2回 大分県特定家畜伝染病総合対策本部会議の開催について

- ・昨日、家畜伝染病「高病原性鳥インフルエンザ」が疑われる事例が、佐伯市の肉用鶏農場で確認されました。
- ・これをうけて、「第2回 大分県特定家畜伝染病総合対策本部会議」を本日午前8時から、本館6階の防災局本部会議室において開催します。

### 1 農場概要

事例1 所在地：佐伯市

飼養状況：肉用鶏 約1.3万羽

（別途関連農場2箇所あり 1.9万羽 2.4万羽）

### 2 確認の経過

事例1

(1) 16日、午前10時頃、当該農場から死亡羽数が増加した旨の届出を豊後大野家畜保健衛生所が受け、立入検査を実施。

(2) 16日、午後2時に、豊後大野家畜保健衛生所が当該農場において、鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ、13羽中6羽にインフルエンザ陽性を確認。

### 3 第2回 大分県特定家畜伝染病総合対策本部会議の開催

日時：令和5年1月17日（火）午前8時～

場所：防災局本部会議室（本館6階）

### 4 その他

(1) 我が国ではこれまで家きん、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。

(2) 高病原性鳥インフルエンザは、現場で取材される際などに、靴底や車両からウイルスが拡散する懸念があります。また取材ヘリやドローン等に起因する地元住民の皆様からの苦情や、防疫作業への影響が懸念されます。このため、発生農場はもとより、その周辺の農場における取材については、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、本件に関する情報提供に努めてまいりますので、生産者等の

関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

問い合わせ先  
大分県農林水産部畜産振興課  
電 話： 0 9 7 - 5 0 6 - 3 6 7 4

担 当： 梅木、繁田

# 高病原性鳥インフルエンザに係る病性判定までの流れ（初発時）

## 及び防疫措置の流れ

R5.1.16 佐伯市肉用鶏

■ 養鶏農場からの異常鶏の届出

■ 家畜保健衛生所の農場立入  
・臨床検査  
・簡易検査  
陽性の場合 ⇒ **疑われる事例**

第1回 特定家畜伝染病総合対策会議

■ 県での検査実施  
・遺伝子検査、血清抗体検査、ウイルス分離検査

第2回 特定家畜伝染病総合対策会議

遺伝子検査  
陽性の場合 ⇒ **(農林水産省) 疑似患畜**

検体送付

■ 動物衛生研究部門での検査  
・ウイルス亜型特定検査  
・病原性判定試験 ⇒ **患畜**

防疫措置に係る準備の開始

緊急消毒ポイントの設置

防疫措置（と殺処分等）開始

進捗状況情報

ウイルス亜型の確定について

殺処分終了

防疫措置の完了

第3報

第4報